

令和 4 年度 沖縄総合事務局農業農村整備事業等補助事業評価
技術検討会（期中評価） 議事録

開催日時：令和 5 年 1 月 27 日（金）13：30～15：30

場 所：那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6F 研修室

対象地区：伊江東部地区、大座地区

[技術検討会の議事概要]

※冒頭、事業評価技術検討会設置要領の第 2 の 2 「座長は委員の互選により選出」に基づき、琉球大学農学部 杉村泰彦教授を座長に選出。

【議事】

杉村座長：

それでは、事務局より各地区の概要、事業評価結果（案）について説明いただき、意見交換を行いますが、地区ごとに行いたいと思います。それでは伊江東部地区から説明をお願いします。

事務局：

「伊江東部地区」について配布資料（資料 2）に沿って説明。

杉村座長：

説明ありがとうございました。では、ただいまの説明を踏まえ先生方よりご意見をいただき、事務局、沖縄県より回答をいただきたいと思います。

まず、各委員から事前のご意見、質問があるようでしたら事務局から説明をお願いします。

事務局：

委員から事前にご意見、ご質問をいただいておりますので紹介いたします。

まず、仲村渠委員より、事業の進捗状況から本地区は事業完了に向けて問題なく進んでいるとのご意見がありました。杉村座長、仲間委員からも同様のご意見を頂いております。

また、仲村渠委員から資料 2 の事業の進捗状況の率・面積（P4）と、進捗状況の図面（P3）、及び追加編入地区の図面（P8）の凡例に数字の不一致があるのではないかというご指摘をいただいております。この点については、図面凡例の数字表記に誤りがあつたため修正しております。

本地区について事前にいただいた主なご意見、ご質問は以上です。

杉村座長：

その他にご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

私から1点よろしいでしょうか、事業そのものについては十分高い効果が期待できるということが分かりました。その事業の評価として、今の説明になかったところでも、もっと重要なところも色々あると思います。

事業目的では、さとうきび、葉たばこを基幹作物としており、もちろん大事な作物であります。しかしながら時代の変化で、例えば葉たばこなどは推進自体が厳しくなっていると考えると、これから転換ということも必要になってきます。

国民が期待するのは今作っている作物が今後も作れるということ以外にも農業者が柔軟に品目を変えながら経営できる様な基盤を作っていくかどうかだと思います。今は、花き、とうがん、島らっきょうなどの生産機運が高まり、農地としての汎用性が高まることなどについて、貨幣価値として、効果、便益に換算することは難しいかも知れませんが、評価としてはこの点も附記していきたいと思います。

仲間委員 :

私も杉村座長の意見と同様に、今、生産している作物も大事ですが、これからも需要として、いろいろな作物が必要になっていくと思います。

現在、生産されている作物に加えて、かんがい施設等ができるわけですから、新しい何かを生み出していくことも必要だと思います。

仲村渠委員 :

地形としては、伊江島は平坦であることから、風の影響をいかに防ぐかが必要だと思います。さとうきびは、風、台風などには強いのですが、野菜などの作物への転換を将来的に考える必要があります。その作物を守るための対策を農業農村整備事業として、しっかり考えながらということになると思います。

今すぐ転換が進むというのは急ぎ足かもしれません、少しずつそういったことも考えながら進めることが必要と思われます。

仲間委員 :

JA おきなわ女性部では地産地消の取組を行っていますが、伊江島で昔から生産されている落花生などを含む伊江島の農作物の加工品開発を、地産地消を目標に一緒に取り組んでいけたらと思いました。

事務局 :

杉村座長からのご意見で、地域に合った効果を見るということについて、全国一律という考え方もある中で、地区として特色のある効果をどう見ていくのか、引き続き検討させていただきたいと思います。

仲間委員からの地産地消については、伊江島の落花生の生産は一時期生産量が落ち込んだこともありましたが、最近、意欲のある落花生農家が入り、盛り返している状況と地元から伺っております。地域に合った特色のある農業生産が推進されることを期待しています。

仲村渠委員 :

資料2のP8に地区編入に伴う設計業務が1年必要ということでしたが、その1年とは、令和4年度に実施したということで理解してよろしいでしょうか。それとも、既に終わっているのでしょうか。

事務局 :

設計業務は令和4年度に行ってます。また、工事は残りの20haを令和4年度、令和5年度に行うこととしています。

杉村座長 :

先ほど、地域に合わせた評価という点で、農地の汎用性が高まったことについて、経営の安定性については評価ができるということを申し上げましたが、もう1点ございます。

水が来たことによって、生産者の方がおっしゃるのはリスク回避の効果があるということです。園芸には安定生産、安定出荷が求められます。例えば台風が来た時に、海水をかぶってもすぐに除塩ができるというのは、今まで水がなかった時にはできなかつたことで、生産の遅れを少しでも食い止めることができると、他地区の小菊生産者がおっしゃっていました。

今は、生産量を増やすだけではなく、安定的な品質、安定的な時期、出荷計画を守ることで価値が高くなるので、リスク回避の面で水が来るということはすごく意味があると思います。測りようがないこともあります、この点も是非分かってもらえるようなものを作るのも必要と思います。

水が畠まで来るようになったことで、水くみに行くことや待つ時間がなくなったことについての評価もあると思います。担い手の持っている面積も多くなり忙しくなっている、こういったところの時間が節約されているということは、それだけ生産の安定につながっているということも、事業を外から見ていたら見えづらい部分でもあるので、後々にはそういった部分の評価もできていければと思います。

仲村渠委員 :

杉村座長の意見に関連するかもしれません、地区編入は周辺の農家の方が、畠地かんがい施設が入った様子を見て事業に取り組みみたいという気運に変わったと思われますので、この事業は周辺への認知を深めたというメリットがあったと思います。そういったところも、先ほど杉村座長がおっしゃる効果の部分に含めながら表現できるといいと思いました。

事務局 :

杉村座長からのかんがい施設整備により水を運ぶための苦労がなくなることは、今時点でも効果として運搬トラックのガソリン代、人件費、時間等で事業効果として見込んでおります。それが十分なのか、地域や時代にあった効果の見方がないのかについては、

引き続き検討していきたいと思います。

また、仲村渠委員からの地域としての気運が高まっていくことについても効果として見込むには難しい面もありますが、考えていきたいと思います。

仲村渠委員 :

畑地かんがい施設は、給水栓までの工事なのでしょうか。それともほ場内の散水設備まで含めて、令和4年度以降に残り20haの工事量なのでしょうか。

沖縄県 :

畑地かんがい施設は、給水栓までの整備としています。

仲村渠委員 :

それであれば、残り20haの工事量を2年間で整備することは、可能と思いました。

杉村座長 :

それでは、質疑応答については、この辺で終了させていただきたいと思います。

次に「大座地区」について説明をお願いします。

事務局 :

「大座地区」について、配布資料（資料4）に沿って説明。

杉村座長 :

説明ありがとうございました。では、ただいまの説明を踏まえ先生方よりご意見をいただき、事務局、沖縄県より回答をいただきたいと思います。

まず、各委員から事前のご意見、質問があるようでしたら事務局から説明をお願いします。

事務局 :

委員から事前にご意見、ご質問をいただいておりますので紹介いたします。

まず、ご意見として、仲間委員から、ほ場を整備することで大型農業機械の導入が進み労働力の削減につながることは、農家にとって大きなメリットとなるので、事業を是非推進していただきたい、といったご意見をいただいております。

続いてご指摘、ご質問として4点あります。

まず1点目ですが、杉村座長から、資料4のP5の写真について、「肉用牛」の写真は説明内容に適していない、ほ場整備や大区画化をしたにもかかわらず放牧地になるということは実情と合わないのではないかというご指摘をいただきました。こちらについては、地区の実情にあった飼料畑の写真に変更しております。

2点目ですが、杉村座長より同資料P7の沈砂池の所有者の相続人の同意について、ご質問がありました。この点を県に確認したところ相続関係は21人にのぼり、県外、国外におり、調整が難航し、同意を得られなかつたとのことでした。

3点目ですが、仲村渠委員から、同資料P7の2か所の沈砂池を1か所に統合変更することについて、排水設計上の問題はないのかというご質問をいただきました。これについては、変更後の沈砂池位置はこの地区内の対象排水流域で最も低い場所になり、排水設計は適切に設計変更されております。

4点目ですが、仲村渠委員より同資料P2の整地工をしない農道と排水路のみの整備農地について、事業の目的にある大区画化による大型機械化等に対応できるのかと問い合わせました。このことについては、対象農地の作目が牧草地であり、昭和50年代の草地整備事業で1区画あたりの面積が1ha～3ha程度と大きい区画に整備されているほ場であり、農家からの区画整理の要望が無いこととなっております。現況は、ほ場の奥に行くための農道がなく、排水路が未整備であることから、農道と排水路を整備することにより、農業用機械の作業効率が上がり、事業目的が達成されるものと考えております。次に、農家負担について不平等が発生しないかについての問い合わせについては、ほ場内整備の整地工を行わない当該農家からの負担金徴収は発生しないことから、不平等が生じないよう、地元説明会で説明しながら進めているとのことです。

本地区について事前にいただいた主なご意見、ご質問及びそれに対する回答は以上となります。

杉村座長：

その他にご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

仲間委員：

私の出身の宜野座村では、こういった土地改良事業により大型機械が導入しやすくなり、農作業の効率化が進んでいます。大座地区でも推進していただくことは、農家にとって非常に良いことだと思います。

仲村渠委員：

受益面積のうち9.6haは整地工を除き農道と排水路のみの整備となる部分に関しては、もともと面整備済みだったところを今回の事業の中で取り入れて整備するのはなぜなのでしょうか。また、資料4P7の変更計画の図面について、整備しないほ場は、整備前の現状の農地形状を表示しないと誤解を招くと思いました。

沖縄県：

農家の方々からは、昭和50年代の草地整備事業により、現状は大区画であることから、整地工については必要ないという意見がありました。排水路や農道については未整備のため、整備の必要があるということになりました。また、ご指摘ありました変更計画の図面については、精度を高めたいと思います。

杉村座長：

いくつか教えていただきたいのですが、1点目は、今回の区画整備では暗渠等は既に整備されているので、排水路を補修するということでしょうか。

2点目は、大型機械が導入されることで、担い手の経営継承ができたのか、後継者が帰ってきたなど、担い手の状況の変化がありましたでしょうか。

3点目は、計画変更や除外地区があることです。これ自体は致し方ないと思いますが、事業全体で効果を見込んでいることを踏まえれば、その一部がなくなってしまうことは、なるべく避けたい事態だと思います。このことは、工期が長くなれば当然起こり得る事であって、過去に他地区においても受益地の地権者が亡くなるなど、同様の事例があると思われますが、そういうことは想定されなかつたのでしょうか。

事務局 :

1点目についてですが、そもそも排水としては、自然の地形である程度流れていますが、十分ではないため水溜まりが発生しています。そのため区画整備と合わせて整備を行うことによって、営農に支障が無いようにするということです。

3点目の工事の工期が長くなるほど、亡くなる地権者も出てきますが、これを完全に見越して工事をしていたかというと、そうではなく、事業の進捗をなるべく早く進める努力をしている中で発生しており、致し方がないところです。

2点目の、担い手の変化については、沖縄県からご回答をお願いします。

沖縄県 :

大字地区の担い手の方々の農地の集積は図られており、区画を広げて経営規模を拡大していると聞いております。

仲間委員 :

教えていただきたいのですが、地権者が亡くなった場合、その家族、相続人に同意を得ることになると思われますが、この地区では意見がまとまらなかったということでしょうか。

事務局 :

県の担当に伺ったところ、親族間の意見がまとまらなかったとのことで、相続人の代表者を立てることが出来なかったようです。

杉村座長 :

それでは、質疑応答については、この辺で終了させていただきたいと思います。
これまでの意見を総括し、技術検討会委員が「第三者の意見」をとりまとめますので一旦休憩いたします。

< 休 会 >

杉村座長 :

それでは、本技術検討会における再評価各地区の第三者の意見をとりまとめましたので事務局より案を説明願います。

事務局 :

それでは、再評価各地区の第三者の意見について、読み上げます。

① 伊江東部地区

本地区の令和3年度までの進捗率は84%であり、工事内容と整備状況から見ると、令和5年度に完了することが見込まれる。

本事業により、既に施設が整備された農地では、かんがい用水の確保により、作物の品質向上及び、花き（きく）、とうがん、島らっきょうなどの高収益作物への転換がなされ、着実に効果が発現されている。

また、今回の事業によって、農業情勢の変化に対応した柔軟な作物選択を可能とする農業基盤が整備されるとともに、台風時の速やかな除塩を可能にし、営農上のリスク回避効果も期待できる。

さらに、落花生や小麦などの地域の特色を活かした作物が、県内で利用、販売され、地産地消の役割を果たしていくことも期待もされる。

今後ともコスト縮減を図りつつ、事業完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる効果発現に努められたい。

② 大座地区

本地区の令和3年度までの進捗率は61%であり、沈砂池の位置変更に係る関係者との調整や設計の見直しに時間を要したが、今後は、残事業の区画整理は令和6年度に完了する見通しである。

本事業により既に整備された農地では、大型農業機械の導入等による労働力の節減の効果は非常に大きい。また、生産コストの低減及び経営規模の拡大が図られ、着実に効果が発現されている。

これらのこととは周辺地域の今後の営農展開の可能性を高めると考えられる。

更には、排水路や沈砂池の整備で赤土等流出防止対策がなされ、環境面の効果も發揮されている。

今後ともコスト縮減を図りつつ、事業完了に向けて着実に事業を推進し、さらなる効果発現に努められたい。

杉村座長 :

各委員の意見を踏まえた第三者の意見について、改めて何かご意見等がありましたら、発言願います。

特にないようですので、技術検討会の第三者の意見については今読み上げていただきたい内容とし、今後、文書にした際の表記の適正化等の修正については座長あずかりとし、委員各位には事務局より共有したうえで、補助事業管理委員会委員長に報告いたします。

それでは、再評価の審議について終了します、事務局から今後のスケジュールについて説明願います。

事務局 :

今後、本年2月末頃までに、今回いただいた第三者の意見を地区別資料（案）や評価結果書に盛り込み、農林水産本省へ報告します。農林水産本省で効果の数値等も含めて内容の確認がされた後、所定の手続きを経て3月末頃に農林水産省及び沖縄総合事務局ＨＰに公表します。また、内容や数値等の修正を行った場合は、各委員に報告させていただきます。

杉村座長 :

今後のスケジュール等について何かございましたら発言をお願いします。特にないようですので、進行を事務局にお返しします。

事務局 :

以上を持ちまして、令和4年度農業農村整備事業等補助事業評価技術検討会を閉会させて頂きます。

以上